○農林水産省告示第二千三百三十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年産の農作物及び蚕繭から適用する。

平成二十三年十二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表岩手県の項中

「第四区分	春蚕繭
第五区分	初秋蚕繭
第六区分	晩秋蚕繭

を

「第四区分	そば
第五区分	春蚕繭
第六区分	初秋蚕繭
第七区分	晩秋蚕繭

」に改め、同表島根県の項中

「第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
第三区分	そば

」を

「第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
第三区分	そば

」に改める。

○国土交通省告示第千二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石合川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存在する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線で囲まれた土地の区域

長崎県雲仙市小浜町大字北野

字段	一号及び十三号
	一一三五番一
	二号
	一一三五番二
	三号
	一一四八番
	四号及び五号
	一一六一番
	十二号
	一一三六番
字石合原	六号
	一〇二七番一
字瀬戸上	七号
	一一八三番一
	八号
	一一六三番
	九号
	一一六五番
	十号
	一一六六番
字新切	十一号
	三五四三番
	十四号
	三五七六番一
	十五号
	三五六九番
	十六号
	三五八〇番
字大岩	十七号
	三六五四番二五
	十八号
	三六五四番九
字上長平	十九号
	三六五八番
字四郎下シ	二十号
	三七四一番一
	二十一号
	三七五五番
字向山	二十二号
	三七七一番

○国土交通省告示第千二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上谷川

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十二年建設省告示第三百六十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

島根県松江市美保関町片江

六三二番一六	一号
六二八番一	二号
六二五番	三号及び四号
一八四三番一	五号
六〇六番四	六号
一八三七番	七号
五九四番一	八号
五九二番一	九号
五九〇番一	十号
一七九一番	十一号
五八一番四	十二号及び十三号
五八〇番二	十四号
五七九番二	十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神納後谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県松江市

八雲町日吉

二五四番	一号
三六〇番六	二号
三五四番一	三号及び四号
三四七番	五号
三六五番	六号
三六六番	七号
三六七番	八号
三六七番一	九号及び十号
三六九番	十一号
三七〇番	十二号
三七五番	十三号
三七三番	十四号
三八四番	十九号及び二十号
三七九番	二十一号
四〇五番四	二十二号
二五七番地先	二十三号
道路敷	
二五五番三	二十四号
三九〇七番	十五号
一六二二番一	十六号から十八号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東来待川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

島根県松江市宍道町上来待

二〇〇番	
二〇一番一から二〇一番三まで	
二〇一番五	
二〇二番二から二〇二番四まで	
二〇三番一	
二〇三番三から二〇三番五まで	
二〇三番七	
三九二六番	
三九二七番	

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県松江市宍道町上来待

三九二七番	一号
三九二九番	二号
七九三番二	三号及び四号
三九二六番	五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古川町太平寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県安来市古川町

字南谷	一〇八三番
	一〇八二番
字高坪	一〇七七番
	一〇七八番
	一〇七八番地先河川敷
	十一号
	二号から六号まで
	七号から九号まで
	十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩ノ奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（平成十三年国土交通省告示第千七百一号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

島根県出雲市佐田町一窪田

字折屋田ノ奥	一四七四番三
	三五九二番二
字折屋	一四八〇番三
字岩ノ前森廣	一四八二番一
字岩ノ前	一四八五番二
	一四八八番七
	一四九四番三
	一四九八番五及び一四九八番六
字岩ノ前新田屋	一四九九番五
	一四八六番三
字岩ノ前大前	一四八七番八
	一四九七番三及び一四九七番四
字岩ノ奥	一四八六番続一